

# 共済のあゆみ

<http://www.kyosai-miyagi.or.jp>

令和5年7月

258



岩沼市マスコットキャラクター  
岩沼係長

CONTENTS

こころケア♡とも  
がん検診のすすめ  
こころの耳  
特定健診について  
女性専用の「全国巡回健診」を始めます  
遺族附加年金事業のお知らせ  
令和4年度決算のあらまし  
定時決定について  
被扶養者の資格確認調査を実施します  
交通事故にあったとき

P2  
P3  
P3  
P4  
P4  
P5  
P6  
P9  
P10  
P12

ジェネリック医薬品の普及にご協力をお願いします  
東京グリーンバレス記事  
貯金経理の資産運用状況について  
貯金事業のご案内  
貯金加入申込書  
貸付事業について  
物資事業のお知らせ  
共済事務主管課長会議・担当者説明会開催  
人事異動のお知らせ

P12  
P13  
P14  
P14  
P15  
P16  
P17  
P19  
P19

## 岩沼市 子育て拠点施設 「岩沼市西子育て支援センター」 オープン！

表紙写真ご紹介

市内4ヵ所目となる子育て拠点施設「岩沼市西子育て支援センター」が7月3日に開所されました。小さなお子さんを持つ方が気軽に足を運べる居場所作りのほか、子育て支援ボランティア見守りのもと講座を行うなど、地域みんなで子育てを応援できる拠点として様々な事業に取り組んでいきます。



ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

「お友達、元気ですか…?」



つむぐ健康、つながる未来。

メンタルヘルス  
相談事業

# こころケア♡とも

「とも」で  
できること

ご自身のお悩みはもちろん職場のお仲間やお友達のこともご相談いただけます。友人がつらい思いをしてるなら、あなたがいることを伝えることが、とても大切です。

組合員と家族及び所属所を対象に、共済組合と臨床心理士・精神保健福祉士が連携して心の健康保持・増進と所属所における健康経営の支援を行います。

(利用者名、相談内容等は守秘事項として厳正に管理されます)

カウンセラー：臨床心理士・精神保健福祉士

## <カウンセリング相談>

利用：組合員、同僚、上司、家族等

内容：メンタルヘルスに関する個別相談

## <コンサルティング相談>

利用：所属所の人事管理担当者、復職支援する担当課や担当者等

内容：不調者の病気休業の相談、休業中の対応、職場復帰支援や配置換え等に関する人事、管理等の組織運営全般の相談



事業案内

ご予約：二次元コードから空き状況を確認、組合員証(保険証)等をご用意のうえお電話でご予約ください。

場 所：共済組合事務局会議室(対面式)

利用日：毎週月曜日(午後1時から5時)

お時間：1回の相談につき1時間(4回/日)

料 金：無料



空き状況

## 【共済組合のメンタルヘルス事業の特徴と重要な取り組み】

**所属所と共済組合が ともに課題解決に取り組む 伴走型支援事業であること**

### ・一次予防(不調にならない取り組み)について

これまでどおりメンタルヘルスセミナー等を開催して基礎知識を習得いただくとともに、カウンセリングにより予防や回復への行動をイメージできるような、一体的なサービスを目指します。対面式カウンセリングのメリット(感情が伝わりやすい空気感)と効果を広く普及していきます。

### ・二次予防(早期発見)

不調者の異変に気づきやすい職場の友人や同僚、上司等の親近者であるフォロワー者にカウンセリングによる支援を行い、職場単位で重症化予防への行動を促進できるよう取り組みます。

### ・三次予防(復職支援と再発予防)

人事部門や復職支援担当課等にコンサルティングによる助言等の支援を行い、所属所における健康経営の支援を行います。

## これまでの電話相談事業について

メンタル不調者が増え続ける現代において、電話相談による個人でのセルフケアだけでは抑止効果に限界があると判断し、電話相談事業を厚生労働省の「こころの耳電話相談(3ページ下段をご覧ください)」等に移行します。ご理解ご協力をお願いいたします。



# がん検診のすすめ



## 身近にひそむ大きな病気

がんは、いまや2人に1人は罹患するといわれ日本人の死亡原因の最大の要因となっています。

### 主な死因の構成割合(令和4年)

- ・ 悪性新生物(腫瘍) 24.6%
- ・ 心疾患(高血圧性を除く) 14.8%
- ・ 老衰 11.4%
- ・ 脳血管疾患 6.8%

## がん検診に行きましょう

自覚症状がない方も、市町村が実施するがん検診を積極的に活用しましょう。

組合員の方は、「人間ドック」や、「がん検診」助成も活用いただき、定期的ながん検診を受診しましょう。

国が推奨する以下の5つの検診は、受診間隔や対象年齢を守って定期的に受診すれば、死亡の可能性が減少するといったがん検診のメリットが、デメリットを上回ることが科学的に証明されているものです。

検診種類	検診項目	対象	推奨頻度
子宮頸がん	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
乳がん	問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)	40歳以上	2年に1回
胃がん	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	50歳以上 ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可	2年に1回 ※当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可
肺がん	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
大腸がん	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回

(厚生労働省ホームページより)

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

## こころの耳

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト



# あなたのこころとからだは SOSを出していませんか?

あなたのつらさを軽くするためのヒントや **相談窓口**があります



**事業者の方へ**

職場のメンタルヘルス対策に役立つ情報もあります

こころの耳

検索



<https://kokoro.mhlw.go.jp>

# 特定健診

対象：40-74歳の被扶養者の皆さん

受診券で  
いずれの方法も  
**無料!**



対象者の方には5月に「特定健康診査受診券」を送付しています。

生活習慣病の発見に健診はかかせません。

家族をいつも支えてくれる方に年に一度、必ず特定健診で健康確認を!!

## 住民向け 健診会場

日程や申し込み方法等、詳しくはお住いの市町村の広報等でご確認ください。

## 医療健診 機関で

県内の多くの医療検診機関と契約しています。共済組合発行の「特定健康診査受診券」をお持ちの旨を伝え、ご予約は各医療検診機関で行ってください。

## パート先等の勤務先健診を受けた方へ

「健診結果の写し」と「問診票(共済組合より送付)」を共済組合に送付してください。送付していただくことで、特定健診を受診したことになります。

県内の  
医療健診機関は  
こちらから!



# 女性専用の「全国巡回健診」を始めます

家事や子育て、パートのお仕事など、とっても忙しい日々を送るママ。

ご自身の健康はとても大事ですが、健康管理に大切な健診に時間がとれないということも…。

そこで共済組合では、ひとりでも多くの女性に気軽に健診を受けてもらえるように「全国巡回健診」を始めます。全国各地のイベント会場やホテルなどを会場とした女性専用の受診しやすい健診環境です。

詳しくは8月初旬ごろ所属所にお届けするご案内をご覧ください。

## 全国巡回健診の特徴

- ・女性だけの健診なので気軽に安心してご利用いただけます。
- ・ご都合の良い会場で健診を受けることができます。
- ・基本検査に加え、婦人科検査と胃がん、大腸がん検査等が受診可能です。

対象となる40歳以上75歳未満の方は、「巡回健診」か「特定健診」のいずれか受けやすい方法で必ず受診してください。



◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

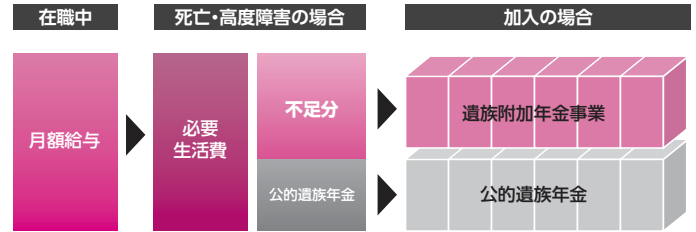
# 遺族附加年金事業のお知らせ

加入率  
**49.9%**  
令和5年6月1日時点

この事業は、団体保険制度ならではの手ごろな保険料で、公的遺族年金の補完事業を行うことで組合員とご家族のみなさまの生活の安定と福祉の向上を目的に運営しております。

## 遺族附加年金事業とは

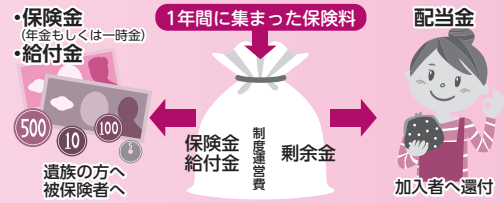
加入者のみなさまからお預かりした保険料で万が一、ご不幸(死亡・高度障害)があった場合、残されたご家族の生活を支える保険金を年金のように月例で給付する事業です。



## 事業の仕組み



遺族附加年金事業、遺族附加年金ワイド、医療保障保険については、お預かりした保険料を、1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は加入者に配当金として還付します。



**保険期間(事業年度) 6月1日～翌年5月31日**

※上記以外の制度・コースについては配当金はありません。

## 令和4年度 予想配当率

令和4年度保険期間(令和4年6月1日～令和5年5月31日)の配当率は下表の見込みです。

遺族附加年金事業	約31.3%(昨年度32.7%)
遺族附加年金ワイド(旧 遺族附加年金70+)	約41.0%(昨年度50.1%)
医療保障保険	約24.9%(昨年度18.5%)

**配当金振込先** 共済組合にご登録いただいている  
**【給付金等受取口座】**へ8月中旬に振り込みます。

- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払を約束するものではありません。
- ・個別の配当金額については、みんなのMYポータル画面等でご確認ください。

## 令和4年度 保険金支払状況

- 支払件数 **10件**  
(昨年度 9件)
- 支払金額 **179,900,000円**  
(昨年度 165,600,000円)

令和4年度も、みなさまからお預かりしました貴重な保険料から、ご遺族のみなさまの生活を支える資金として、上記金額をお支払いさせていただきました。



## ご自身の健活レポートをぜひ、ご覧ください！

日々の健康管理にお役立てください！

ご提出いただきました健診結果に応じて、みんなのMYポータル内で**「健活レポート」**をご提供いたします  
(8月上旬頃 みんなのMYポータル内に掲載予定)

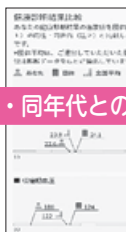
【①健康診断結果履歴】【②健康診断結果比較】【③健康年齢】【④ランク判定の分布】等をご覧ください

### ① 健診結果履歴



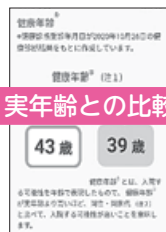
過去結果との比較

### ② 健診結果比較



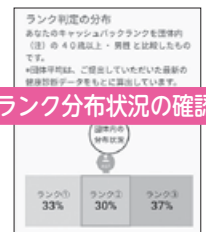
同性・同年代との比較

### ③ 健康年齢



実年齢との比較

### ④ ランク判定の分布



ランク分布状況の確認

※キャッシュバックの対象となるのは、申込書の提出により健診結果提供の同意をいただいた本人のみです。  
※キャッシュバックがないランクもあります。※制度内容等詳細はパンフレットをご覧ください。

■お問い合わせ先

TEL 022-261-4270

■引受会社：明治安田生命保険相互会社 北海道・東北公法人部 法人営業部

■開設時間：午前9:00～午後5:00(土日・祝日を除く)

# 令和4年度決算のあらまし

令和4年度の決算が、去る6月5日開催の第185回組合会において承認されましたので、その概況をお知らせします。

## 総括事項

### ●所属所数

市	町	村	一部事務組合等	計
13	20	1	18	52

### ●組合員数

組合員数…………… 25,553人  
 任意継続組合員数…………… 262人  
 被扶養者数…………… 16,207人

### ●1人当たりの平均標準報酬月額(一般組合員)

長期…………… 360,179円  
 短期…………… 376,318円

## 短期経理

組合員と被扶養者の医療費や出産・死亡・休業・災害にともなう給付金の「短期給付」と介護保険制度への拠出に係る「介護保険」に関する経理です。

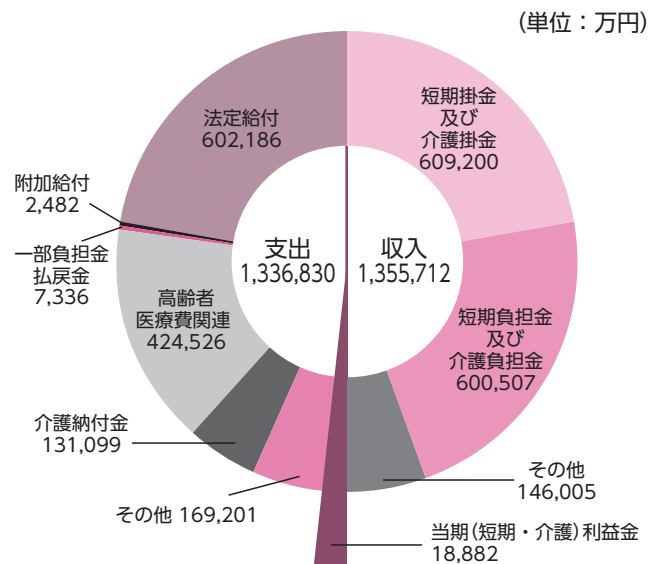
収入は、掛金・負担金が主なものとなり、短期組合員の加入等により、収入合計が前年比6億1,950万円増の135億5,712万円となりました。

支出は、高齢者医療制度への支援金が減額となりましたが、法定給付に含まれる医療費等の保健給付や休業給付が、短期組合員の加入等で増額となり、支出合計で前年比5,492万円増の133億6,830万円となりました。

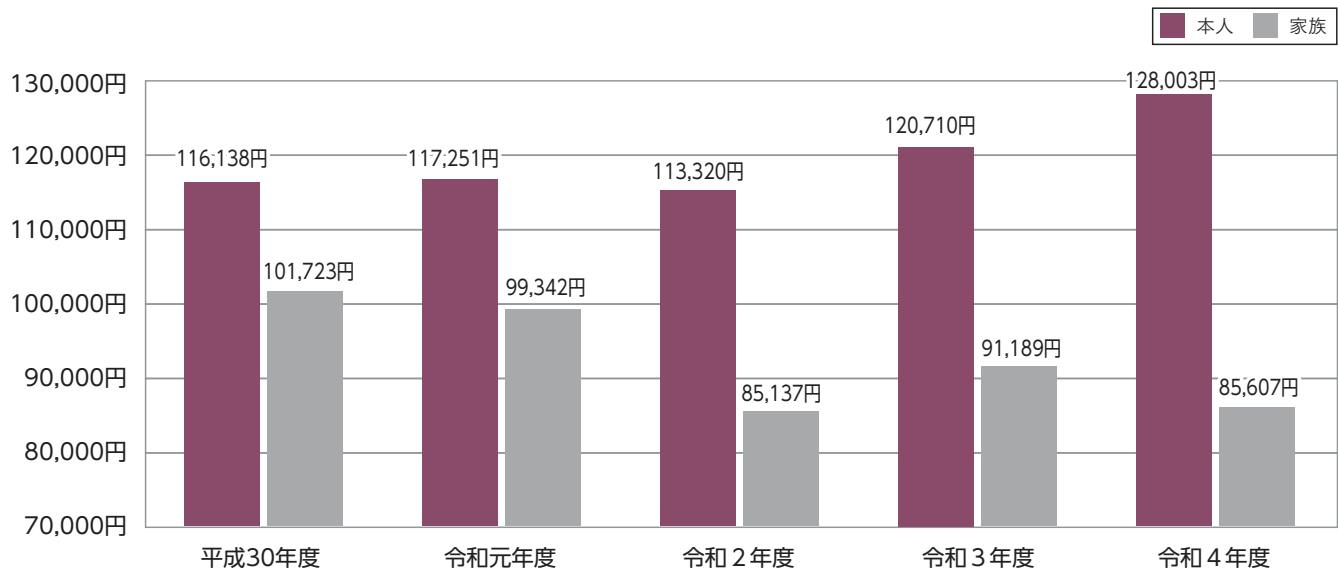
短期分で1億4,502万円の当期短期利益金が生じたので、積立金及び欠損金補てん積立金へ積み立てました。

介護分でも4,379万円の当期介護利益金が生じたので、全額積立金へ積み立てました。

### ●短期経理の収支状況



### ●年度別組合員1人当たり医療費の推移



## 厚生年金保険経理・退職等年金経理・経過的長期経理

年金事業は全国市町村職員共済組合連合会(以下「市町村連合会」といいます。)が一元的に行っているため、厚生年金保険経理等の掛金・負担金(経過的長期経理は負担金のみ)を連合会へ払い込みました。

	収入	支出
厚生年金保険経理	243億9,704万円	243億9,704万円
退職等年金経理	15億6,573万円	15億6,573万円
経過的長期経理	1億349万円	1億349万円

## 退職等年金預託金管理経理・経過的長期預託金管理経理

市町村連合会から年金積立金の一部を預託され、運用を行っている経理です。

所属所が起債する縁故地方債の引受け及び貸付経理への事業原資の貸付けを行い、組合員の福利厚生事業の重要な財源として活用しています。令和4年度の運用益は退職等年金預託金管理経理が1,078万円、経過的長期預託金管理経理が553万円となり全額を市町村連合会に支払いました。

## 業務経理

短期給付や長期給付事業を行うための人件費・事務費等に関する経理です。

収入は、地方公共団体からの負担金(組合員1人当たり11,290円)や連合会交付金となっており、3億4,243万円となりました。

支出は、連合会分担金等の増加により、3億4,202万円となりました。

収支決算の結果、41万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

## 保健経理

組合員と被扶養者の疾病予防、健康の維持増進を目的とした事業を行っている経理です。

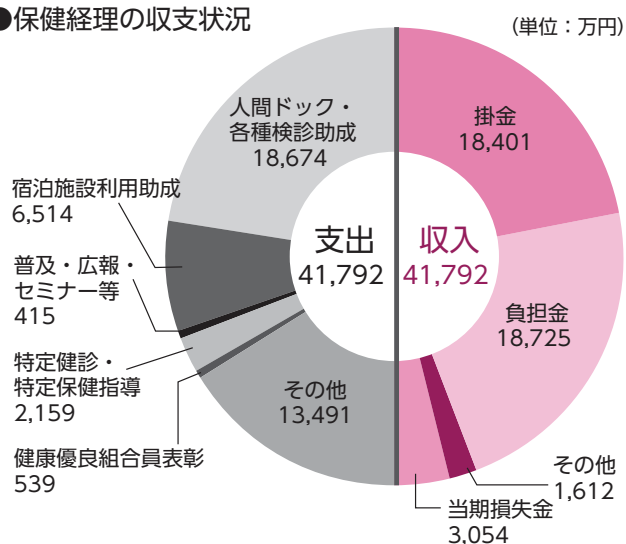
人間ドック助成、特定健康診査等の検診助成のほか、宿泊施設利用助成、健康優良組合員表彰や各種講座の開催など様々な事業を実施しています。検診助成の決算額は下表のとおりです。

収入は、掛金・負担金が主なものとなり、短期組合員の加入等で収入合計が前年度比2,114万円増の3億8,738万円となりました。

支出は、厚生費が主なものとなり、そのうち人間ドック・各種検診助成が1億8,674万円となったほか、みやぎ宿泊割キャンペーン等もあり宿泊施設利用助成が大幅に増加したものの、宿泊経理への繰入金の減額により支出合計で前年度比153万円増の4億1,792万円となりました。

収支決算の結果、3,054万円の当期損失金が生じたので、積立金を取り崩して充当しています。

### ●保健経理の収支状況



### ●各種検診助成額

	決算額	前年比
人間ドック	13,335万円	103.0%
脳検診	1,394万円	99.40%
子宮がん検診	1,315万円	114.5%
乳がん検診	722万円	108.7%
前立腺がん検診	40万円	97.60%

子宮がん・乳がん検診は2年に1度の定期検診が推奨されています。検診助成を活用し、定期検診を！

## 貯金経理

お預かりした資金を安全に運用し、その運用益を利率で還元する経理です。

### 利率 年1.0%

貯金者数 9,685人 預金総額519億2,499万円

収入は、前年度比2億3,253万円減の8億2,822万円、支出は、貯金残高の増加に伴い、支払利息が増加したことにより1,623万円増の5億2,162万円となりました。

収支決算の結果、3億660万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立て、積立金は40億1,736万円となりました。

なお、平均運用利回りは、年1.52%(前年度は2.03%)となりました。

## 物資経理

指定販売店で購入した自動車等の代金を一時立替え払いする経理です。

立替総件数は、前年度より34件減の475件、立替金総額では、前年度より56万円増の5億3,279万円となりました。

収入は、販売店からの受託商品手数料、組合員の皆様にお支払いいただく立替手数料等を合わせ、前年度比74万円減の1,116万円となりました。

支出は、貯金経理への支払利息等を合わせ、前年度比116万円減の1,035万円となりました。

収支決算の結果、81万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

## 貸付経理

住宅取得、結婚、入学・修学など必要となる資金の貸付を行う経理です。

貸付総件数が前年度より9件減の1,184件、貸付金総額が、前年度より1億5,028万円減の18億4,646万円となりました。

収入は、組合員貸付金利息等の減少により、前年比228万円減の2,211万円となりました。

支出は、組合員貸付金残高の減少に伴う支払利息等の減少により、前年比343万円減の2,050万円となりました。

収支決算の結果、161万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。



## 宿泊経理

健康増進を目的とした保養所「パレス松洲」の運営を行う経理です。

収入は、宿泊、休憩、会議、宴会等による施設収入が主なものです。令和4年度は、全国旅行支援等のキャンペーンにより、利用者が増加したため、収入は3億7,501万円となりました。

支出は、3億6,713万円となりました。

収支決算の結果、788万円の当期利益金が生じたので、全額積立金に積み立てました。

### ●パレス松洲収入の部門別内訳

部門	金額	割合
宿泊	264,564千円	89.34%
休憩	1,049	0.36
宴会	13,628	4.60
会議	4,743	1.60
商品売上	12,156	4.10
合計	296,140	100.00



# 9月は標準報酬月額の定時決定が行われます

## 標準報酬月額とは

共済組合の短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業等に係る掛金（保険料）・負担金や短期給付の給付額、厚生年金保険給付及び年金払い退職給付（退職等年金給付）の額における算定の基礎となるもので、組合員のみなさまの受ける報酬月額（基本給＋諸手当）に基づき決められます。

## 定時決定とは

すでに決定されている共済組合掛金等の計算の基となる標準報酬月額と組合員のみなさまが実際に受けている報酬との間に大きな差が生じないように、毎年1回、標準報酬月額を決定するものです。

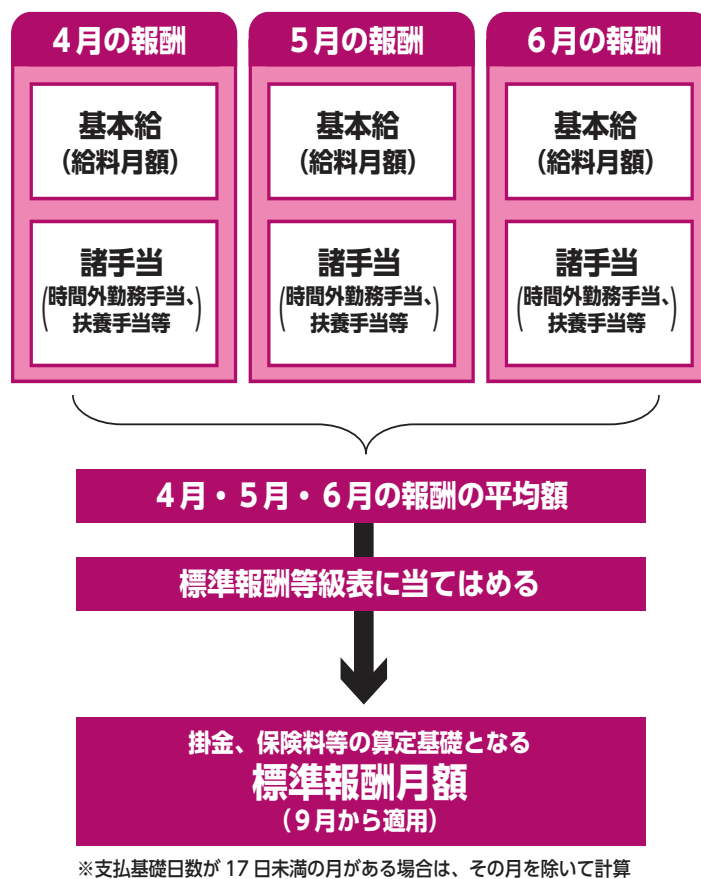
## 定時決定のしくみ

7月1日時点で組合員である方が、定時決定の対象となり、4月から6月までに受けた報酬月額（基本給＋諸手当）の平均額を、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬月額を決定します。（標準報酬等級表は、本組合ホームページの「共済組合のしくみ」、「掛金（保険料）の徴収（標準報酬制について）」をご覧ください。）

決定した標準報酬月額は、9月以降の掛金等の算定の基礎になりますが、以下の方はその年の定時決定の対象外です。

- ・ 6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した方
- ・ 7月から9月までのいずれかの月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定が行われた方（その予定のある方を含む。）

### 定時決定のイメージ図



## 年間平均で算定する場合（保険者算定）

定時決定の際に、基礎となる4月から6月までの報酬が他の月に比べて高く、通常の方法で報酬月額の算定を行うと著しく不当であると認められる場合（次の①②のいずれにも該当する場合は、「所属所からの申立書」と「組合員の同意書」を提出することにより、年間平均により標準報酬月額を決定（保険者算定）することができます。

- ① 4月から6月までの報酬の平均額により算出した標準報酬月額と、前年7月から当年6月までの報酬の平均額により算定した標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じていること
  - ② その時期は繁忙期のために例年時間外勤務が増える等その状態が毎年発生するものであると見込まれること
- ※「今年は4月から6月に多忙な業務に従事していたが、来年は分からない」というような理由の場合は該当しません。

## 標準報酬月額の改定

定時決定後、9月以降に基本給や扶養手当などの毎月定額で支払われる部分の額（固定的給与）が変更されたことにより随時改定の対象となった場合や、育児休業等終了時改定または産前産後休業終了時改定があった場合は、その都度、標準報酬月額が改定されます。

# 被扶養者の資格確認調査を実施します

共済組合では、組合員の被扶養者として認定されている方が、引き続き認定要件を満たしていることを確認するため、今年度も次のとおり資格確認調査を実施します。

## 調査のしかた

令和5年7月下旬に、お勤め先の共済事務担当課を通じて、調査対象となる方を扶養している組合員に「被扶養者資格確認届書」を送付します。この届書に所定事項を記入し、必要書類とあわせて、期日までに共済事務担当課へ提出してください。

## 調査対象期間

令和4年1月1日から令和5年6月まで

## 調査対象者と必要書類

調査対象者は、令和5年4月1日時点で被扶養者に認定されている18歳以上の方全員です。

なお、必要書類は以下のとおりですが、調査対象期間中の扶養状況等の変化により、追加書類をお願いすることがあります。

調査対象者	必要書類
学生の方	学生証(有効期限付)の写し、または在学証明書の原本 (令和4年度の資格確認調査時点または令和4年度中に新規で被扶養者認定された時点から引き続いて同じ学校の学生である被扶養者については添付不要とします)
給与収入のある方	給与等支払証明書、または令和4年分源泉徴収票の写し及び令和5年1月から6月までの給与明細書の写し
年金収入のある方	公的年金以外の企業年金などの最新の年金額改定通知書の写し
自営業・農業収入、利子、不動産収入等のある方	令和4年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し
組合員と別居し仕送りが必要な方	①仕送り状況申立書 ②仕送りをしていることがわかる書類 ●送金(振込み)による場合 金融機関の振込受領書、またはATM利用明細原本 ●現金での手渡しによる場合 仕送り額等報告書
父母・祖父母等の夫婦のうち一方だけが認定されている方	夫婦それぞれの収入を明らかにする書類 ※1 (夫婦のうち認定されていない方についても調査対象となりますので収入のわかる書類を全て提出してください)

## マイナンバーを活用した情報連携により提出不要とすることができる書類

令和4年度から、マイナンバーを活用した情報連携により、必要書類の一部を提出不要としております。

対象者	提出不要とすることができる書類
年金収入のある方	公的年金の最新の年金額改定通知書の写し ※2
無職無収入の方	所得証明書 ※3

※1 情報連携による書類の省略は「被扶養者」に限られます。父母・祖父母等の夫婦のうち、一方だけが認定されている場合、認定されていない方については、マイナンバーによる情報連携ができないため、従前のとおり必要書類の提出をお願いします。

※2 年金収入のある方で、公的年金以外の企業年金等については、マイナンバーによる情報連携ができないため、従前のとおり最新の年金額改定通知書等の写しを提出してください。

- ※3 被扶養者資格確認届書にて共済組合が情報連携により地方税関係情報を取得することへの被扶養者本人の同意が必要となります。被扶養者本人が同意しない場合は、従前のおり所得証明書を提出してください。

## 資格確認調査による認定取消について

以下のケース等により認定取消に該当した場合は、速やかに「被扶養者取消申告書」を提出し、組合員被扶養者証を返納してください。認定取消日以降の共済組合が負担した医療費及び給付金等は後日返還請求します。

### 給与収入がある場合

被扶養者の認定基準は収入が年額130万円未満かつ月額108,334円未満（60歳以上のときは年額180万円未満かつ月額150,000円未満）となります。給与等収入が連続した3カ月の平均額で月額108,334円以上となった場合、4ヵ月目の1日付けで認定取消となります。

### 年金を受給している場合

新たに年金を受給することとなった場合や年金額の改定により年金収入が認定基準額の年額180万円を超えた場合、その年金額の初回年金支給日で認定取消となります。

### 事業収入（農業・営業等）がある場合

事業収入がある方が確定申告をした結果、総収入額より共済組合で定める必要経費（税法上の必要経費とは異なります。）を控除した後の所得金額が、認定限度額の年額130万円以上（60歳以上のときは年額180万円以上）ある場合は、令和5年1月1日付けで認定取消となります。

また、調査対象期間中に新たに事業を開始した場合は、事業開始時に遡って認定取消となります。

### 組合員と別居している場合

仕送りが発生する場合、認定対象者1人につき毎月5万円の仕送り額を最低額とし、収入と仕送り額を合算して年額130万円以上（60歳以上のときは180万円以上）ある方は認定取消となります。

また、毎月送金を原則とし、継続的な仕送りが認められない場合、継続的に送金した最終月が属する月の翌月1日付けで認定取消となります。

## 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例延長について

医療職として新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した方や新型コロナウイルス感染拡大に伴うやむを得ない事情により一時的に収入が増加した方は、認定基準額を超過する収入があった場合でも、直ちに認定取消とはなりませんので、内容確認のため指定の申立書等を提出してください。

## 交通事故等にあったとき

組合員や被扶養者が、交通事故などの第三者行為によりケガをした場合は、加害者が治療費を負担することになるため、組合員証等を使用して医療機関を受診することはできません。

ただし、そのケガが**公務外の場合**、共済組合へ連絡し届出書類を提出することで、組合員証等を使用して医療機関を受診することができます。このとき、共済組合が治療費の7割（または8割）分を医療機関に立替払いし、被害を受けた組合員や被扶養者に代わって加害者（または保険会社）に損害賠償請求をすることになります。（損害賠償請求権の代位取得）

なお、交通事故にあったときは、どんな小さな事故でも警察へ届け出て「交通事故証明書」を受け取り、医療機関で医師の診断を受けましょう。



### ※公務上（通勤途上を含む）の事故等の場合

公務上（通勤途上を含む）の事故等の場合は、地方公務員災害補償基金が治療費を負担するので、組合員証等を使用して医療機関を受診することができません。医療機関へ公務上の事故等であることを伝え、所属所の公務災害担当課へ連絡してください。

なお、**組合員本人（労災保険へ加入している短期組合員を除く）に限って**、地方公務員災害補償基金へ申請し認定されるまでの間、組合員証の使用を認めています。

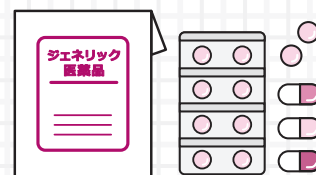
## ジェネリック医薬品の普及に 引き続きご協力をお願いします

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは、「先発医薬品」に比べて安価ながら、厚生労働省が治療効果は同等と認めた医薬品です。みなさまがジェネリック医薬品を使用すると、家計への負担軽減につながるだけでなく、共済組合が支出する医療費も抑制され、みなさまが毎月納める短期掛金と所属所からの負担金の増加を抑えることにつながります。そのため、共済組合ではジェネリック医薬品の普及促進に向けた取組みを行っています。

みなさまのご協力により、令和4年9月診療分の使用割合は、84.17%となっております。引き続きジェネリック医薬品の使用にご協力ください。



受診の際に窓口で、  
ジェネリック医薬品の処方希望を  
伝えましょう！



公式サイトからのインターネット限定プラン

組合員限定

# 夏得 宿泊プラン

共済組合が発行する  
宿泊助成券  
が利用できます

ご宿泊対象期間

令和5年7月1日(土)～8月31日(木)

夏の旅行計画に、東京へお越しの際は、当館を是非ご利用くださいませ！



シングル1名様

7,000円～



ツイン2名様

10,000円～

特典①

朝食チケット

特典②

ミネラルウォーター

ご宿泊料金は日にちによって変動致します。

## ●ご予約方法●

- まず、東京グリーンパレスオフィシャルホームページをご覧ください。

<https://www.tokyogp.com/>

- トップページの「組合員様のプラン一覧はこちら」をクリックしてください。
- プラン一覧より【組合員限定】夏得宿泊プランをご選択いただき、お申し込み手続きをしてください。(初回のお申し込み時はユーザー登録が必要です。)

ほかにも各旅行会社のきっぷと宿泊がバックになったお得なプランがございます。

飛行機と宿泊がバックになった JAL または ANA のダイナミックパッケージも当ホテルホームページのトップページからご予約いただけます。また、一部の旅行代理店 (JTB や KNT など) でも当ホテルの商品を取り扱っている店舗がございます。お近くの旅行会社に直接お問合せください。



## 東京グリーンパレス

全国市町村職員共済組合連合会

TEL.03-5210-4600

FAX.03-5210-4644

<https://www.tokyogp.com/>

# 貯金經理の資産運用状況について

共済貯金は、組合員のみなさまの資産形成・生活設計にお役立ていただくため、お預かりした資金を共済組合が有価証券等で資産運用を行い、その運用益を市中金利よりも有利な利率で還元させていただいております。

共済貯金の令和5年5月末現在の運用状況について、ご説明いたします。



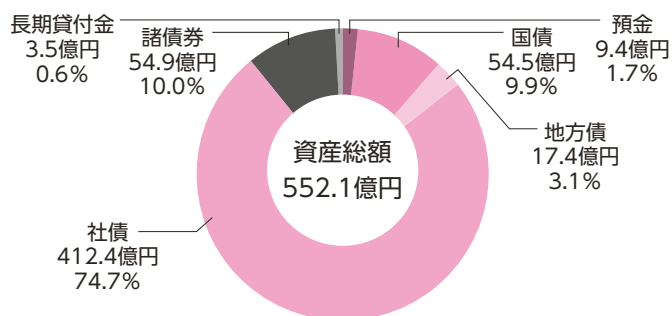
## 運用基準

資産運用については、貯金の払戻しに対応するための預金による短期運用のほか、有価証券等による長期運用を行っており、当組合で定めた「資金管理及び運用基準」に基づき、安全性を最優先とした運用に努めております。

取引金融機関につきましては、自己資本比率、格付及び過去の経常収支など、重要性の高い指標を中心に分析し、総合的な判断の下に、健全性が高いとされた機関としております。

また、債券による運用では、発行体の財務内容や格付など、安全性、流動性について厳正な見直しを常に行っております。

## 資産の構成割合



		内 容
投資有価証券	預 金	普通預金、定期預金
	国 債	国が発行する債券
	地方債	地方公共団体が発行する債券
	社 債	電力債、JR債等
	諸債券	政府関係機関等が発行する債券
	長期貸付金	物資事業への貸付金

年利  
1.0%

# 「共済貯金」をぜひご利用ください!

共済貯金は毎月の給与や賞与から天引きして積み立てるため、無理なく、確実に貯金ができます。

## 共済貯金のおすすめポイント!

1.0%の利率

金融機関の利率は、平均0.001%ですが、共済貯金は**年利1.0%**と高い利率です!

急な出費にも安心!

**月に3回**の払戻日で、必要な時、必要な分払戻しできます!

資金に余裕ができたら

いつでも積立できる**臨時積立**で、お手元の余裕資金を共済貯金へ!

加入をご希望の方は、  
申込書(15P)を  
お勤め先の  
共済事務担当課へ



## 共済貯金締切日及び払戻日のお知らせ

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和5年 8月	8/1 (火)	8/10 (木)	8/10 (木)	8/21 (月)	8/21 (月)	8/31 (木)
9月	9/1 (金)	9/11 (月)	9/11 (月)	9/20 (水)	9/20 (水)	9/29 (金)
10月	10/2 (月)	10/10 (火)	10/10 (火)	10/20 (金)	10/20 (金)	10/31 (火)

◎問い合わせ先 総務課経理係 TEL 022-263-6414

## 貯金加入申込書 兼 受取口座届書

組合員証 記号番号	—	所属所	
フリガナ			届出事由
組合員氏名 (口座名義)			

**\* 定例・賞与・臨時のいずれの1つでも共済組合貯金に加入できます。希望する積立種類に必要な事項を記入してください。**

	積立種類	積立金額	積立開始時期
積立内容	<input type="checkbox"/> 定例積立	円	
	<input type="checkbox"/> 賞与積立	<input type="checkbox"/> 6月	令和 年 6月 賞与から
		<input type="checkbox"/> 12月	令和 年 12月 賞与から
	<input type="checkbox"/> 臨時積立	* 貯金臨時積立報告書を提出してください。	

受取口座	金融機関		本支店名		預金種目	口座番号
	コード	名称	コード	名称	普通	

\* 非課税限度額

円

上記のとおり届け出ます。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

住所

届出者

(氏名欄は自ら署名・押印してください) 氏名

⑩

上記の記載事項に、誤りがないことを確認しました。  (担当者確認欄【レ点】)

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

職名

所属所長

氏名

\* 積立開始希望月の前月20日までに提出してください。

\* 共済貯金は、利息の支払い時に原則として支払利息の20.315%を源泉分離課税として控除されます。ただし、少額貯蓄非課税制度（マル優限度額350万円）の有資格者に該当する方は、特例により非課税扱いとなりますので、手続きが必要です。

\* 詳細は総務課までお問い合わせください。

組 合 処 理 欄		
処理者	検印者	備 考

# ご自宅のリフォームに住宅貸付が便利です

組合員のみなさまの  
ご利用をお待ち  
しております



## 新築・住宅購入・敷地購入にもご利用できます

サンルーム、太陽光発電装置の設置等は  
住宅貸付でご利用できます。

既存のエコキュートと交換だけの場合は、  
普通貸付がご利用できます。

- 貸付金額 10万円～1,800万円
- 最高限度額 1,800万円
- 貸付金額の限度額 給料月額に下表④の組合員期間に応じた月数を乗じた金額  
計算した金額が、表⑤の組合員期間の区分に応じた金額に満たない場合は、表⑤の金額を貸付金額にできます。

表④

組合員期間	月数	組合員期間	月数
1年以上 6年未満	7月	20年以上25年未満	43月
6年以上11年未満	15月	25年以上30年未満	60月
11年以上16年未満	22月	30年以上	69月
16年以上20年未満	28月		

表⑤

組合員期間	最低補償額
3年未満	100万円
3年以上 7年未満	400万円
7年以上12年未満	700万円
12年以上17年未満	900万円
17年以上	1,100万円

### ● 貸付金限度額の例

給料月額	組合員期間	月数 表④	貸付金限度額の計算	貸付金限度額
33万円	25年	60月	33万円×60月=1,980万円	1,800万円
32万円	24年	43月	32万円×43月=1,376万円	1,370万円
28万円	11年	22月	28万円×22月= 616万円	610万円 →→ 表⑤の場合、700万円

## ◆ 貸付申込み例 ◆

■ リビング、キッチン、浴室、トイレ、外壁、屋根などのリフォーム、サンルーム、太陽光発電装置、エコキュートの設置工事などの場合

貸付金額 200万円	
【毎月償還のみ】	償還回数 300回
毎月の償還額	7,775円
【ボーナス併用償還】	償還回数 180回
毎月の償還額	8,135円
ボーナスの償還額	24,405円

貸付金額 300万円	
【毎月償還のみ】	償還回数 300回
毎月の償還額	11,663円
【ボーナス併用償還】	償還回数 180回
毎月の償還額	12,202円
ボーナスの償還額	36,606円

- お申込み書類
  - ① 貸付申込書
  - ② 借入状況等申告書
  - ③ 工事内容書
  - ④ 契約書のコピー
  - ⑤ 見積書
  - ⑥ 平面図・立面図
  - ⑦ 住民票
  - ⑧ 団体信用生命保険加入申込書 (任意)

- 貸付後にご提出いただく書類
  - ① 借用証書、印鑑証明書
  - ② 完了報告書、工事該当部分の工事前後の写真

■ 住宅の新築、増築 (10㎡以上) の場合

貸付金額 1,000万円	
【毎月償還のみ】	償還回数 360回
毎月の償還額	33,372円
【ボーナス併用償還】	償還回数 216回
毎月の償還額	34,519円
ボーナスの償還額	103,557円

貸付金額 1,800万円	
【毎月償還のみ】	償還回数 360回
毎月の償還額	60,070円
【ボーナス併用償還】	償還回数 216回
毎月の償還額	62,133円
ボーナスの償還額	186,399円

- お申込み書類
  - ① 貸付申込書
  - ② 借入状況等申告書
  - ③ 建築確認済コピー (確認申請書第1面から第5面までのコピー)
  - ④ 契約書のコピー
  - ⑤ 見積書
  - ⑥ 平面図・立面図
  - ⑦ 住民票
  - ⑧ 団体信用生命保険加入申込書 (任意)

- 貸付後にご提出いただく書類
  - ① 借用証書、印鑑証明書
  - ② 完了報告書、登記事項証明書、住民票

※ 貸付申込書、借入状況等申告書、工事内容書、団体信用生命保険加入申込書、完了報告書は共済事務担当課にあります。  
 ※ 他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と返済額がわかる書類が必要になります。  
 ※ その他、必要に応じて、関係書類をご提出いただく場合があります。

- 貸付金の送金日は、毎月15日と月末の2回です。 ※送金日が休日の場合は、前営業日に送金します。  
 ※ 入学貸付は貸付申込書類を共済組合で受付後、7営業日以内に送金します。
- 返済方法は毎月償還とボーナス併用償還が選べます。
- 他の金融機関等の返済額を含めた毎月の返済額及び年間の返済額が、給料月額及び年収額の30%を超える場合はお申込みができませんので、ご注意ください。
- 任期の定めのある組合員 (短時間勤務職員等) については、任用期間内に償還を終了していただくことになります。  
 そのため、貸付金限度額などについては、この限りではありませんのでご注意ください。

年利率  
1.26%  
(変動)

詳しくは共済組合ホームページでご確認ください。このほかの貸付もご覧いただけます。

宮城県市町村職員共済組合

検索

◎問い合わせ先 福祉課福祉係 TEL 022-263-6413



# ◆◆◆ 物資事業のお知らせ ◆◆◆

生活必需品購入は、ぜひ「物資事業」をご利用ください。



## ◎ 自動車物資

限度額  
300万円

立替利率  
2.0%

償還期間  
24～84月

### 利用方法 (自動車物資・一般物資 共通)

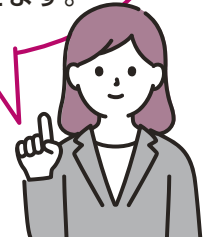
- ① 販売店に共済組合物資事業利用と伝える
- ② 勤務先の共済事務担当課から物資購入票を受け取り、必要事項を記入・押印のうえ、販売店へ渡す
- ③ 給与等から天引きで償還



自動車指定店一覧



350万円の車を購入する際、  
頭金150万円、物資事業で  
200万円、という一部支払い  
の使い方もできます。



## ◎ 一般物資

限度額  
80万円

立替利率  
0円(無利息)

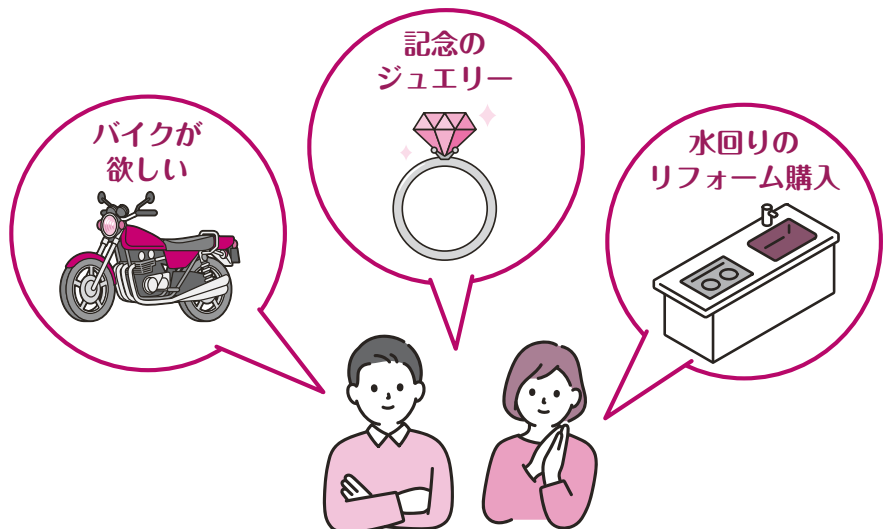
償還期間  
最大 24月

### 【取扱品目】

バイク・自転車・貴金属・カメラ・  
時計・メガネ・楽器・住宅設備・  
タイヤ・カー用品・寝具・  
衣料品等



一般物資指定店一覧



一般物資は、指定店が取り扱う商品で、限度額等が利用範囲内であれば、分割手数料なしでご利用いただけます。見積書の提出はありません。

有限会社 みやぎ共済が取り扱っております保険のうち、今号では、「所得補償保険」をご紹介します。

# 所得補償保険

病気やケガによって働けなくなったとき、  
月々の所得を補償します！



- 病気やケガによって、継続して4日を超えて仕事に就けないとき最初の4日間（支払対象外期間）を超える就業不能の期間に対し、1年を限度として保険金をお支払いします。（**給料が支給されている場合でも支払われます。**）
  - 有職の配偶者だけでなく、専業主婦の方も加入できます。専業主婦タイプは、病気またはケガによって継続して4日を超えて入院の場合に最初の4日間を支払対象外期間とし、5日目以降の入院日数に対して保険金をお支払いします。（専業主婦の方は専業主婦タイプにご加入いただけます。）
  - 保険金をお受け取りになっても、初年度加入（通算期間設定）および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いするまで契約を継続できます。
  - 団体契約による割引が受けられ、個人加入より**15%も割安**で加入できます。※
  - ご加入の際も医師の診査は要りません。健康告知をお願いします。告知の内容・過去の病歴等によってはご加入をお断りする場合があります。
  - 1年間無事故の場合、保険料の20%を無事故戻し金としてお返しします。（中途脱退の場合、戻し金はありません。）
  - 本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。（令和4年12月現在）
  - 保険期間 令和5年6月1日午後4時から1年間（中途加入もできます。）
  - 被保険者
    - ・ 宮城県市町村職員共済組合の組合員本人および配偶者（専業主婦も含まれます。）
- ※ 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。  
次年度以降は割引率が変更となることがあります。



■ 上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（お問い合わせは下記代理店まで）

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

**有限会社 みやぎ共済**

〒980-0011

仙台市青葉区上杉一丁目10番25号

TEL 022-223-0740 FAX 022-215-0785

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで

土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。）

（引受保険会社名）

**損害保険ジャパン株式会社**

**仙台支店法人第一支社**

〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡3-7-35

TEL 022-298-1352 FAX 022-298-2271

（受付時間：平日午前9時から午後5時まで

土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。）

承認番号 SJ23-01850 作成日2023年5月28日

# 共済事務主管課長会議・ 共済事務担当者説明会開催

令和5年度の共済事務主管課長会議を5月15日に宮城県自治会館、共済事務担当者説明会を5月30日に保養所「パレス松洲」において開催しました。

主管課長会議は、「令和5年度の事業計画及び予算の概況」、当面する課題として、「地方自治体の健康経営について」の説明を行い、その後、一般社団法人メンタルパイロテージジャパン オフィス・ろごすの吉田香里氏より、「復職支援のおはなし ～うつ状態にある方の味方になる方法～」と題してご講演いただきました。職場復帰リハビリ期に起きがちなエネルギーの波と9つの関門ごとの対応や、周囲が知っておくべきことについて具体例とともにお話しいただきました。なお吉田氏は今年度からの新規事業「メンタルヘルス相談・コンサルティング事業」（2ページをご覧ください）の相談員です。

担当者説明会においては、資格調定、短期給付、長期給付、福祉、宿泊の各事業における事務手続き等について説明を行いました。

公務ご多用の中、ご出席いただきましたみなさまには、厚く御礼申し上げます。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



## 人事異動のお知らせ

氏名	異動後	異動前	異動日
小野寺 美樹	年金課長補佐兼 年金係長兼調査係長	年金課長補佐兼 年金係長	令和5年7月1日付
津田 雄介	年金課主幹	福祉課主幹	〃
伊藤 大輔	福祉課主幹	年金課主幹兼 調査係長	〃
赤間 泰彦	年金課専門員 (再任用)	—	〃



お風呂やおいしい  
食事でリフレッシュ  
できました。

令和5年4月3日

子供がいても  
安心して宿泊する  
事が出来ました。

令和5年3月24日

日の出がとても  
きれいだった

令和5年4月17日

温泉が  
アルカリ性の  
泉質で最高でした

令和5年3月24日

期待以上に一緒に  
泊まった人たちに  
満足していただきました

令和5年3月29日

子連れでも不便  
しないお気遣いを  
感じました。

令和5年4月10日

景色が  
想像以上に  
良かった。

令和5年3月24日

お料理、全てが  
おいしかったです。

令和5年3月2日

※ご利用になられたお客さまの声です。



あたたかいお言葉への感謝の気持ちとともに、  
これからもみなさまをおもてなしいたします。

おとな

おひとり様

一泊2食付き 松洲膳コース 平日

10,800円～ +入湯税150円

こども

おひとり様

一泊2食付き  
わんぱく膳コース  
平日

6,800円～

上記料金に金曜日・日曜日(祝日)は1,000円増、  
土曜日(休前日)は2,000円増となります。  
施設利用助成券がご利用いただけます。

宮城県市町村職員共済組合保養所

松島温泉 パレス松洲

〒981-0215

宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106

Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>



宮城 共済のあゆみ

●発行所 宮城県市町村職員共済組合・〒980-8422仙台市青葉区上杉一丁目2-3(自治会館内)  
●編集発行人 丸山 泰弘・電話022(723)2525